

涌谷町監査委員告示第2号

令和4年2月25日付け涌監第36号で報告した「定期監査及び行政監査結果報告書」の監査結果について、涌谷町長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項及び涌谷町監査基準第18条の規定により公表する。

令和5年3月27日

涌谷町監査委員 遠 藤 要之助

同 竹 中 弘 光

涌教総第1824号

令和5年3月27日

涌谷町代表監査委員 遠藤 要之助 殿

涌谷町教育委員会

教育長 柴

有 司



監査の結果に関する措置状況について

このことについて、別紙のとおり報告します。



7 - (1)

統一した管理手法については、県費学校事務職員と検討する。

7 - (2)

ラベル等については、教育委員会独自様式ではなく、町としての統一が必要であると考えられるので、町の備品台帳管理担当課である企画財政課と様式について検討することとします。

7 - (3) (4)

過去の備品台帳が発見されたことから、再調査を行うこととしたが、膨大な数量であり、通常業務に忙殺されていることから、確認までは至っていない。

また、把握できた使用不能備品等については、随時廃棄等の処理を実施している。